

通学路防犯設備整備事業計画（案）

1 事業概要

(1) 事業の目的

学校、地域等が連携して行う登下校時の通学路における児童の見守り活動を補完するため、市が防犯カメラを設置し、安全確保の強化を図るものである。

(2) 事業内容

市が通学路に設置する防犯カメラの整備に係る経費の一部を国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金（全額補助）又は都が平成26年度から平成30年度までの5年間、1/2補助する「東京都通学路防犯設備整備事業」を活用する。小学校1校当たり5台（雷塚小学校と大南学園第七小学校は各10台）を目安に設置する。

防犯カメラは、記録の機能を有するものとされていることから、捜査機関から文書での照会を受けたときには、記録の提供・閲覧に応じる。なお、運用時間は24時間で、映像記録の保管は1週間程度とする。

(3) 想定する効果

犯罪認知件数の減少、住民の意識啓発、見守り活動の活性化、犯罪検挙の貢献ほか。

2 年次計画（案）（別紙参照）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校数	2校	3校	4校
小学校	雷塚小・7小、	1小、2小、9小	3小、4小 8小、10小
設置台数	20台	15台	20台
活用する補助金	国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金（全額補助）	東京都通学路防犯設備整備事業（1/2補助）	東京都通学路防犯設備整備事業（1/2補助）

※ 警視庁が村山学園第四小、大南学園第七小、第八小、第十小学区に設置した「子ども見守りカメラ」は、修理不能になるまで運用する。

(1) 設置スケジュール（平成28年度設置分）

- ① 2月 補助交付申請
- ② 4月 補助金交付決定
- ③ 9月 設置工事
- ④ 9月下旬 運用開始

3 設置要件

- (1) 学校、地域または保護者等により児童を見守る体制があるもの。
- (2) 防犯カメラの設置に関し、地域住民その他の関係者の合意が得られているもの。
- (3) 防犯カメラの設置に関し、当該設置場所の管理者の許可または承認が得られているもの。
- (4) 事業の開始の日までに、防犯カメラの設置及び運用に関する基準が定められているもの。

4 管理運用方法について

(1) 通学路防犯カメラの管理運用ルールの方定

小学校通学路を撮影するために設置する防犯カメラは、管理運用に関するルールを定める。なお、個人情報の収集に該当するため、個人情報保護審議会に付議する。

- ① 映像データの保管・破棄については管理運用ルールに基づくものとし、データの録画、保存、提供、消去や記憶媒体の更新、破棄についてはデータの流出に十分注意し適切に行う。
- ② 映像データの閲覧・開示については、法令等に基づく時または捜査機関から犯罪捜査の目的で照会を受けたときに限ることとし、照会日、照会目的、申請者等を明示した書面により行う。
- ③ 高度な個人情報を取り扱うことから、データの流出がないよう秘密の保持について仕様書等に盛り込み、保守管理業者の選定にあたっては充分留意する。

5 運用フロー

(1) 防犯カメラの設置

- ① 通学路上危険と思われる場所を策定する。
- ② 小学校の通学路にある東京電力及びN T T東日本の電柱等に設置し、防犯カメラの設置目的が分かるように明示する。

(2) 防犯カメラの始動

24時間運用し、映像記録の保管は1週間程度で、自動更新する。

(3) 映像データの閲覧・開示

- ① 法令等に基づく時または、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受ける。
- ② 市は、保守点検業者に指示し、データ抜取作業を行わせ、データを受け取り、捜査機関へ提供する。
- ③ 捜査機関は、データの閲覧後に市へ返却する。

6 地域住民その他関係者の合意形成

- (1) 学校関係者、防犯協会、交通安全協会、自治会等への説明
- (2) 地域住民への説明
- (3) 市報、市ホームページへの掲載

7 特記事項

平成28年度は雷塚小学校と大南学園第七小学校で各校10台分の防犯カメラを通学路に設置する。国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金(全額補助)を活用する。平成27年度補正予算で事業費を見込み、平成28年度に防犯カメラの設置を行う。

武蔵村山市立小学校の通学路における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市教育委員会（以下「設置者」という。）が、武蔵村山市立小学校（以下「市立小学校」という。）の通学路を撮影するために設置される防犯カメラについて、必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 通学路 通学の用に供される道路であって、市立小学校の管理者が通学時における児童の安全を確保するために設定する道路をいう。
- （2） 防犯カメラ 犯罪防止を主な目的として、不特定の者が出入りする場所を撮影するため、通学路において市が設置し、又は管理する、固定して設置する常設の映像撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。
- （3） 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）に記録されたものをいう。

（設置者の責務）

- 第 3 条** 設置者は、通学路のうち、犯罪抑止効果が高いと思われる場所に防犯カメラを設置するよう努めるとともに、市民等のプライバシー保護のため 防犯カメラの撮影範囲を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように配慮しなければならない。
- 2 設置者は、防犯カメラの設置にあたり、防犯カメラで撮影した映像の漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法により表示しなければならない。

（管理責任者の設置）

第 4 条 市立小学校の通学路における防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、教育

総務課の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及び映像データを取り扱う職員（以下「防犯カメラ取扱者」）を置くことができる。

（管理責任者の責務）

第5条 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ取扱職員に対し、武蔵村山市個人情報保護条例（平成21年武蔵村山市条例第4号。以下「条例」という。）の規定を遵守した取扱いを行うよう指導し、及び監督しなければならない。

- 3 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データの管理又は運用に関する業務を委託するときは、その受諾者が当該業務について条例に定めるもののほか、この要綱の規定に基づき適正な取扱いを行うよう、必要な措置を講じなければならない。

（防犯カメラ取扱者の責務）

第6条 防犯カメラ取扱者は、映像データに含まれる個人情報について、条例の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（防犯カメラの設置場所）

第7条 防犯カメラを設置する市立小学校及びその台数は、別表に定めるところによる。

（保管方法及び廃棄方法）

第8条 管理責任者は、記録媒体に記録した映像データを保管する場合には、当該記録媒体を施錠のできる保管庫に保管する等、紛失、盗難、散逸等の防止を図らなければならない。

- 2 防犯カメラから取得した映像データは、自動的に記録媒体に保管される。
- 3 映像データは保管期間が経過した後は自動的に消去されるものとする。
- 4 経年劣化等で記録媒体を更新する場合には、原則として管理責任者の指示のもと、防犯カメラ取扱者が、物理的に破壊する。

（保管期間）

第9条 映像データの保管期間は、次に掲げる場合を除き、原則として7日間とする。

- (1) 法令等に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間延長の要請を受けた場合

(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合

(映像データの複製の制限)

第10条 映像データは複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要であると認めるかぎり、この限りではない。

(映像データ及び情報提供の制限)

第11条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像データ及び映像データに関する情報を他に提供してはならない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(3) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合

(開示請求等の手続)

第12条 映像データに記録されている本人から当該映像データの開示請求があったときは、条例及び武蔵村山市情報公開条例（平成20年武蔵村山市条例第19号）の規定に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

設置通学区域	設置台数
大南学園第七小学校	10台
雷塚小学校	10台

防犯カメラの個人情報保護対策について

1 基本原則

防犯カメラの設置にあたり、武蔵村山市個人情報保護条例等の法令等を遵守する。

教育委員会は個人のプライバシーを十分に配慮し、映像データ等の個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等のために十分な措置を行い、管理運用する。

2 組織的安全管理措置（組織的安全管理体制）

（1）教育委員会の責務

設置者	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの効果的な設置 個人のプライバシーの保護 安全管理措置の実施
管理責任者	教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの適正な管理及び運用 防犯カメラ取扱者の指名 防犯カメラ取扱者及び委託者へ指導及び監督 映像データの情報提供を適切に実施すること
防犯カメラ取扱者	職員	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの適正な管理及び運用 防犯カメラの更新の際の物理的廃棄処分
受託者	保守委託業者	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの適正な管理及び運用 条例、要綱等の法令を順守義務

（2）目的外利用等の制限

	目的外利用及び外部提供を行う場合
目的外利用	原則、行わない
外部提供	(1) 法令等に基づく場合 (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合 (3) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合
開示請求	武蔵村山市個人情報保護条例及び武蔵村山市情報公開条例の規定に定めるところによる。ただし、容易に第三者と区別できない場合及び防犯上の妨げになるおそれのある場合は、開示しないことができる。

3 人的安全管理措置（取り扱う人の指導・教育）

(1) 管理責任者は、防犯カメラ取扱職員に対し、武蔵村山市個人情報保護条例の規定を遵守した取扱いを行うよう指導し、及び監督しなければならない。

(2) 管理責任者は受託者が当該業務について条例に定めるもののほか、管理運用要綱の規定に基づき適正な取扱いを行うよう、必要な措置を講じなければならない。

(3) 業者の説明責任を明確化

防犯カメラの取扱については、管理責任者等に説明し、その確認及び疑義の連絡先を明示すること。

4 物理的安全管理措置（防犯カメラが正しく作動するための措置）

(1) 防犯カメラ等の設置場所

市立小学校の通学路内にある、東電柱又はN T T柱に設置する。

(2) 設置位置(高さ)

原則、車道は路面から5メートル以上、歩道は路面から3メートル以上とする。(歩道上においても5mの位置に設置)

(3) 個人のプライバシーの配慮

カメラ設置周辺のプライバシーを守るため、私有地等が映り込んでいるときは希望する場合マスキング機能を有すること。(特定部分を黒色等で塗りつぶすこと)

(4) 防犯カメラ内の記録装置の安全性

記録装置の開閉部は特殊なネジ等で第三者が容易に開閉できないようにする。

(5) 閲覧用パソコンの管理

閲覧用のパソコンは庁舎内の施錠できる場所に保管する。管理権限のないものは使用できないようにパスワード等の管理も厳重に行う。

(6) 無線LAN

ア 登録した固有のクライアントPCのみアクセスできる制限方式のMACアドレスフィルタリング機能

イ 防犯カメラ機器の存在を周囲に検知されないように、外部から電波を感知させないSSIDステルス機能

(7) 記録媒体の再生

記録媒体の録画データは暗号化しており、クライアントソフト以外の復号化は不可能。

(8) 停電時の自動復帰機能

停電対応は、正常なシャットダウンにより録画データを完全保存する。復旧時に自動復帰機能により正常な状態に戻る。

(9) 機器の異常確認機能（外部から）

機器の異常が発生したことを知らせる表示機能あり、地上から正常に稼働していることを確認できること。

5 定期点検（防犯カメラが正しく作動しているかの確認）

(1) 防犯カメラ内の定期点検は年に1回実施する。

資料 1

- 受託業者は正常動作確認及び清掃作業等を行い、点検結果報告書を提出。
- (2) スクールガードリーダーの学校巡回指導等の際に、故障ランプ等の動作確認を行う。